

2 補助事業について

(1) 農業生産基盤の整備

① 用排水施設の整備

国事業名欄(事業名)について

「農業競争力強化基盤整備事業(補助金)」は「競争力」

「農村地域防災減災事業(補助金)」は「防災減災」

「農山漁村地域整備交付金(交付金)」は「農山交」と記載する。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
県営用排水改良事業	かんがい排水事業(一般型)	(1) 競争力(水利施設等保全高度化事業) ※本事業により実施する場合は、下の①～④の区分により「水利施設等保全高度化整備計画」を策定していること。 ①高付加価値化区分 ②農地集積促進区分 ③水管理省力化区分 ④洪水調節機能強化区分 (以下、本事業について同様)	基幹水利施設整備型	【事業内容】 用排水施設整備(農業用排水施設の新設、廃止又は変更)を実施するもの。 (国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。) 【採択要件】 (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね 200ha 以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100ha 以上のもの。 (2) 畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね 100ha 以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20ha 以上のもの。 (3) 既存の基幹の農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。	50 (50)	25 (29)	25 (21)	()は更新事業に適用
		(2) 農山交(水利施設等整備事業) ※本事業により実施する場合は、「農山漁村地域整備計画」に位置づけられた地区であること (以下、本事業について同様)	農業用水再編対策型	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。 【採択要件】 (1) 受益面積がおおむね 200ha 以上であって、かつ末端支配面積が 5ha 以上のもの。 ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限は設けない。 (2) 実施地域内に 100ha 以上の農振農用地区域が含まれること。 (3) 再編水量が 0.5m ³ /S 以上、又は再編水量の比率が 10%以上のもの。	50	未定	未定	
			地域用水機能増進型	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの。 【採択要件】 (1) 受益面積がおおむね 200ha 以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね 5ha 以上のもの。 (2) 当該地区内の末端支配面積 5ha 以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10%以上であること。 (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね 5%以上であること。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
			流域水質 保全機能 増進型	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの。 【採択要件】 (1) 受益面積がおおむね 200ha 以上であること。 (2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100ha 以上の施設であること。 （これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね 5ha 以上であるものを含む。） (3) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。 (4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。 (5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。	50	未定	未定	
			排水対策 特別型	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施するもの。 (2) 事業内容(1)と用水路等の更新又は整備、及び暗渠排水、客土、区画整理であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものとを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50%以上であること。 ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田 ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 (2) 受益面積がおおむね 20ha 以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 5ha 以上であること。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
			農地集積促進型	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するものであって、担い手の経営に資する末端区域等の整備と、担い手への農地の集積を促進するもの。 (2) 事業内容(1)と暗渠排水、客土、区画整理とを併せて一体的に実施するもの。 (3) 事業内容(1)又は(2)と密接な関連を有すると認められる「集積促進事業」とを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1) 生産基盤整備事業の受益地は、国営かんがい排水事業又は土地改良法施行令 50 条第 1 項又は第 1 項の 2 に基づく事業の受益地内であること。 (2) 生産基盤整備事業の着手年度が関連基幹事業の着手年度以降であり、かつ、関連基幹事業の完了年度以前であること。 (3) 関連基幹事業により整備される農業用排水施設と連続性をもつ用排水施設整備事業が事業内容に含まれていること。 (4) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね 20ha 以上であること。(中山間地域等の場合は 10ha 以上) (5) 担い手農地利用集積率の一定割合以上の増加等	50	未定	未定	
			洪水調節機能強化型	【事業内容】 用排水施設整備事業、堆砂対策事業又は緊急水利システム整備事業のうち 1 以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの。 【採択要件】 (1) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に手結される見込みがある水系で実施すること。 (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な要領を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。 (3) 緊急水利システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。	50	32	18	※R7 年度まで
			水利施設集約再編型	【事業内容】 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの。 【採択要件】 (1) 受益面積がおおむね 100ha 以上であること。 (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修または更新をようするもの。 (3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				ア 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの(施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む) イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。 (4)施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。				
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	(1)競争力(水利施設等保全高度化事業) (2)農山交(水利施設等整備事業)	基幹水利施設保全型	【事業内容】 (1)国・県営造成施設に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。) (2)国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3)国・県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施 【採択要件】 (1)国・県営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設において、既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2)機能保全計画の策定(機能診断含む) 県が作成する実施方針に位置づけられたもの。 (3)対策工事 ①機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 ②土地改良法施行令第50条第1項第1号の2に基づき行う場合は、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの(田以外は20ha以上) (4)突発的事故に対する緊急補修工事等 県が作成する実施方針により、知事が選定した施設であること	50	29	21	平成19年より ・農業水利保全対策事業 ・国営造成水利保全対策事業 ・基幹水利施設補修事業 が統合された。
	畑地帯総合整備事業(担い手支援型)		畑地帯総合整備型のうち担い手育成対策	【事業内容】 (1)農業用排水施設、農道整備、区画整理のうち、1以上を実施するもの。 (2)事業内容(1)と客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、及び農地保全並びに付帯事業(交換分合等)、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1)受益面積の合計が20ha以上(中山間地域は10ha以上)であること。 (2)調査・調整事業を実施する場合にあっては、別途要件有 (3)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。	50 [55]	30 [30]	20 [15]	[]は、地域振興立法等の負担区分を示す。
			畑地帯総合整備型のうち担い手支援対策	【事業内容】 (1)農業用排水施設、農道整備、区画整理のうち1以上を実施するもの。 (2)事業内容(1)と客土、暗渠排水、除礫、農用地造成、及び農地保全並びに付帯事業(交換分合等)、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。 (3)単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業。	50	30	20	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				【採択要件】 (1) 受益面積の合計がおおむね 30ha 以上であること。 (2) 単独施設整備を行う場合にあっては、(1)に関わらず、次に定める要件を全て満たすこと。 ア 国・県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用水施設を対象とするものであること。 イ 受益面積がおおむね 30ha 以上であって、かつ、総事業費が 3 千 5 百万円以上であること ウ 野菜指定産地、果樹濃密生産団地等であること。				
(未定)		競争力（水利施設等保全高度化事業）	高収益作物導入促進型	【事業内容】 (1) 農業用排水施設整備事業、客土事業、暗渠排水事業及び区画整理事業のうち 1 以上を実施するもの (2) (1)の事業と農道整備事業、徐礫、農用地造成及び農地保全並びに土壤改良事業及び耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備並びに農業経営高度化支援事業のうち高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1) 受益面積の合計がおおむね 20ha(中山間地域にあっては 10ha)以上であること。 (2) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ増加することが確実と見込まれること。 ア 事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合(以下「面積割合」という。)が 5%以上増加すること。 イ 高収益作物を新たに作付する面積が 2ha(中山間地域等にあっては 1ha 以上)となること ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加え、面積割合が 10%以上となること。	50	未定	未定	
(未定)			高収益作物転換型	【事業内容】 区画整理済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化を行うため、 1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設又は暗渠排水を実施するもの。 (2) 事業内容(1)と客土、除礫、農用地造成及び農地保全のいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。 2 農業生産基盤整備附帯事業 1の事業と、農作業道、土壤改良、営農環境整備支援のいずれかの事業とを併せて一体的に実施するもの。 3 産地形成推進事業 1の事業と、高度土地利用調整、産地形成促進、耕地利用高度化推進のいずれかの事業と併せて一体的に実施するもの。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				【採択要件】 (1) 受益面積の合計がおおむね 20ha(中山間地域にあつては 10ha)以上であること。 (2) 高収益作物導入促進土地改良整備計画を策定していること。 (3) 高収益作物の作付面積割合が 5 ポイント以上増加 (ただし、下限値 2ha(中山間地域にあつては 1ha)) (4) 産地形成推進事業における産地形成促進事業を実施する場合は、(3)に加え面積割合が 10%以上となること。				
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (団体営)	—	農山交(水利施設等整備事業)	地域農業水利施設保全型	【事業内容】 (1) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) (2) 団体営造成施設等において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 団体営造成施設等において発生した突発的的事故に対する緊急工事の実施 【採択要件】 (1) 団体営土地改良事業等で造成された農業水利施設において、既存施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。 (2) 県が作成する「地域農業水利施設保全対策実施方針」に位置づけられたもの。 ただし、基幹水利ストックマネジメント事業対象外の施設とする。 (3) 機能保全計画の策定(機能診断含む) 末端支配面積が 100ha 以上の施設であつて、施設の状況を鑑み、予防的な対策が有効であると見込まれるもの。 (4) 対策工事 受益面積が 10ha 以上であること。 (5) 突発的的事故に対する緊急補修工事等 施設の劣化に起因すると想定されるものであること。	50	20	30	「千葉県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
農業水利施設保全合理化事業	—	競争力(水利施設等保全高度化事業)	実施計画策定事業(水利用調整事業)	【事業内容】 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 【採択要件】 (1) 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 (2) 環境用水、冬期湛水用水を取得する場合にあつては、河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。	50	未定	未定	○採択期間は令和 7 年度まで。 ○機能保全計画策定事業について、「千葉県農業水利施設保全合理化事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
	—		実施計画策定事業(水利用高度化推進事業)	【事業内容】 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等 【採択要件】 (1) 採択申請に係る土地改良区等に、地域用水対策協議会が設置されていること。 (2) 利水等に関する各種権利関係が調整され、かつ、長期的な水利利用の秩序化が図られる見通しがあること。	50	未定	未定	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	機能保全計画策定事業		実施計画策定事業（施設計画策定事業）	【事業内容】 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 【採択要件】 当該事業費が200万円以上であること。	50 定額 （※）	未定 —	未定 —	○施設計画策定事業及び機能保全計画策定事業については、R11まで
			実施計画策定事業（機能保全計画策定事業）	【事業内容】 機能診断結果に基づき必要な対策方法等を定めた計画（「機能保全計画」）の策定 【採択要件】 末端支配面積が10ha以上であること。	50	未定	未定	（※）は重要地区・施設に係る負担区分を記載。
団体営水利施設等整備事業		競争力（水利施設等保全高度化事業）	水利施設整備事業（簡易整備型）	【事業内容】 用排水施設設備事業を実施するもの 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 【採択要件】 ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 ・1地区当たりの受益者数が農業者2人以上 ・1地区当たりの受益面積が5ha以上	50 [55]	14	36 [31]	[]は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
※		農業水路等長寿命化・防災減災事業		【事業内容】 (1)長寿命化対策 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備と一体的に行う機能保全計画、実施計画の策定等や水利用調査・調整、耐震性点検・調査。 (2)防災減災対策 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 整備と一体的に行う機能保全計画、実施計画の策定等や耐震性点検・調査。 ①自然災害等対策 アため池整備 （ア）豪雨による決壊の防止、耐震性の向上 （イ）自然的・社会的状況の変化等に対応 イ湛水防除 ウ特定農業用管水路等特別対策 エ農業用河川工作物応急対策 （総事業費5千万以上1億円未満）	ハード 50 [55] ソフト 定額 （上限あり）	14 [14]	36 [31]	[]は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。 ※既存事業から移行した場合の補助率は移行前の事業の補助率
					50 [55]	21 [21]	29 [24]	
					50 [55]	18 [18]	32 [27]	
					50 [55]	21 [21]	29 [24]	
					50 [55]	18 [18]	32 [27]	
					50 [55]	42 [42]	8 [3]	
					50	32	18	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				(総事業費 8 百万円以上 5 千万未満) オ地盤沈下対策 カ農業用排水設備整備 キ土砂崩壊防止 ク水質保全対策 ケ活用保全 コ機能保全計画策定等 サ実施計画策定 シ耐震性点検・調査 ②危機管理対策 ③ため池防災環境整備 ア緊急的な防災対策 イ地域防災上のリスク除去 ウハード整備の着手促進 (3)ため池の保全・避難対策 緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策。 施設の監視・管理体制の強化 (4)施設情報整備・共有化対策 地理情報システムの情報整備 【採択要件】 (ハード) ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・交付対象事業 1 地区当たりの総事業費 200 万円以上 ・交付対象事業 1 地区当たりの受益農業従事者数が農業者 2 人以上 ・交付対象事業 1 地区当たりの工事工期は原則 3 年以内(ため池の場合は 5 年以内)、 国庫補助事業によって造成された施設等が対象。 (ソフト) ・事業工期は 1 年以内、ソフト単独での実施不可。※ため池に係る場合のみ実施可。	[55] 50	[32]	[13] 50	※R12 年度まで
					定額			
					50 [55] 定額 ※		50 [45]	
					※			
					50		50	

② 農地の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
経営体育成基盤整備事業	農業生産基盤整備事業(ハード)	(1)競争力(農地整備事業)	経営体育成型	【事業内容】 (1)区画整理、又は暗渠排水を実施するもの。 (2)農業用排水施設整備、農道整備、客土、暗渠排水、区画整理のうち、2以上を総合的に実施するもの。 (3)事業内容(1)又は(2)の生産基盤整備事業と、附帯事業(土壌改良、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備等)、営農環境整備事業(農業集落道整備、用地整備、環境整備等)、農業経営高度化支援事業(高度土地利用調整、農業経営高度化促進等)のうち、当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1)生産基盤整備事業の受益面積の合計がおおむね20ha(中山間地域型においては10ha)以上であること。 (2)経営体育成型においては、受益面積の2/3以上が大区画ほ場であること。 (3)基盤整備関連経営体育成等促進計画が作成されていること。 (4)担い手への農地利用集積 促進計画の定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、地域計画のうち目標地区に位置づけられた者)の経営等農用地面積の割合(農地集積率)及び集約化率等を規定の割合まで増加させること。 (5)農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画を策定した区域であること	50	30	20	○負担区分欄の
		(2)農山交(農地整備事業)	中山間地域型		[55]	[30]	[15]	□は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
	農業経営高度化支援事業(ソフト)			①調査・調整事業 【事業内容】 土地改良区が行う農地利用集積のための土地利用調整活動や意向調査活動に対する支援 ※事業期間は、採択年度の2年前から目標年度までの期間 【採択要件】 生産基盤事業と密接な関連があるものであること。	50 [55]	50 [45]	— —	○「千葉県土地改良事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
				②中心経営体農地集積促進事業 【事業内容】 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 ※事業期間は、開始年度から目標年度の翌々年度実施までの期間 【採択要件】 基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度において、中心経営体の農地集積率が規定の割合以上となること。	50 [55]	50 [45]	— —	□は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				③耕地利用高度化推進事業 【事業内容】 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理等、その他の農用地の良好な生産環境維持及び条件整備活動に対する支援 ※事業期間は、開始年度の翌年度から目標年度までの期間	50 [55]			
実施計画策定事業		競争力(実施計画等策定事業)		【事業内容】 事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 【採択要件】 ・実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。 ・実施計画の策定期間は、1年(担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年)以内とする。また中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出 事業計画関連地区、スマート農業に取り組む地区は4年以内	50 [55]	50 [45]	- [-]	□ は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
経営体育成促進 換地等調整事業				【事業内容】 換地を伴う土地改良事業の採択前に農地や地権者に対しての基礎調査や基本方針、換地計画素案の作成等、下記内容業務を実施することにより土地改良事業採択前の速やかな換地業務の推進を図る。 【採択要件】 ・換地計画を要する土地改良事業を予定している地区で、換地計画樹立のための基準作成に係る地域の面積が概ね5ha以上のもの。	50 [55]	30 [30]	20 [15]	□ は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
農地中間管理機構関連農地整備事業	農業生産基盤整備事業 (ハード)	(1)農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備事業	【事業内容】 (1)区画整理、又は農用地造成を実施するもの。 (2)事業内容(1)の生産基盤整備事業と、附帯事業(土壌改良、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備等)、営農環境整備事業(農業集落道整備、用地整備、環境整備 等)、農業経営高度化支援事業(調査・調整事業、耕地利用高度化推進事業)のうち、当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1)事業実施区域内農用地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。 (2)受益面積の合計がおおむね10ha(中山間地域は5ha)以上であること。 なお、上記の受益地とする農地はおおむね1ha(中山間地域は0.5ha)以上のまとまりがあること。 (3)農地中間管理権の借入期間が事業公告の日において15年以上期間があること。 (4)事業の実施により対象農地の8割を事業完了後5年以内に担い手へ集団化する機構の方針があること。 (5)目標年度(事業完了後5年以内)までに、担い手の農地利用集積率及び農地集約化率が向上すること。 (6)事業の実施により実施地域の収益性が向上すること。販売額が20%以上増加するか、米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること等。	50 [55]	30 [30]	7.5 [7.5]	□ は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	機構集積 推進事業 (ソフト)			【事業内容】 基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を促進。 【採択要件】 農地中間管理機構関連農地整備事業と同様	12.5 [7.5]			□ は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
	農業経営 高度化支援事業(ソフト)			【事業内容】 土地改良区等が行う農地利用集積のための土地利用調整活動や意向調査活動に対する支援 ※事業期間は、採択年度の2年前から目標年度までの期間 【採択要件】 生産基盤事業と密接な関連があるものであること。	62.5	37.5	—	
	① 調査調整事業							
団体営水利施設等整備事業		競争力（農業基盤整備促進事業）		【事業内容】 農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要であり、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施する（H28年度までは「農業基盤整備促進事業」として実施）。 【採択要件】 ・農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地域 ・総事業費 200 万円以上 ・受益者 2 名以上 ・受益面積 5ha 以上 (1) 定率助成 ・工種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 (2) 定額助成 ① 田・畑の区画拡大 (高低差 10cm 超) 20.0 万円～33.0 万円/10a ※水路の変更を伴う場合等単価が異なる (高低差 10cm 以下) 6.0 万円～30.5 万円/10a ② 畦畔除去 4.0 万円～4.5 万円/100m ③ 暗渠排水 (バックホウ) 16.0 万円～27.0 万円/10a (トレンチャ) 13.5 万円～21.5 万円/10a (掘削同時埋設) 9.0 万円～15.0 万円/10a ④ 湧水処理 16.5 万円～28.5 万円/100m ⑤ 末端の畑地かんがい施設整備 (普通畑) 15.0 万円～25.5 万円/10a (樹園地) 24.5 万円～42.0 万円/10a ⑥ 客土 19.0 万円～33.0 万円/10a ※層厚 10cm 以上	50 [55]	14 [14]	36 [31]	団体営 [] は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す

県事業名		国事業名		事業内容、採 択 要 件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				⑦除礫 17.0 万円～30.0 万円/10a ※深度 30cm 以上				
農地耕作条件改善事業		農地耕作条件改善事業		【事業内容】 農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を図ることが重要であり、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施する。 【採択要件】 ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域等 ・総事業費 200 万円以上 ・受益者 2 名以上 等 ・農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の取組が向上すること (1) 定率助成 ・工種：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全等 (2) 定額助成 ① 田・畑の区画拡大 (高低差 10cm 超) 20.0 万円～33.0 万円/10a ※水路の変更を伴う場合等単価 (高低差 10cm 以下) 6.0 万円～30.5 万円/10a が異なる。 ② 畦畔除去 4.0 万円～ 4.5 万円/100m ③ 暗渠排水 (バックホウ) 16.0 万円～27.0 万円/10a (トレンチャ) 13.5 万円～21.5 万円/10a (掘削同時埋設) 9.0 万円～15.0 万円/10a ④ 湧水処理 16.5 万円～28.5 万円/100m ⑤ 末端の畑地かんがい施設整備 (普通畑) 15.0 万円～25.5 万円/10a (樹園地) 24.5 万円～42.0 万円/10a ⑥ 客土 19.0 万円～33.0 万円/10a ※層厚 10cm 以上 ⑦ 除礫 17.0 万円～30.0 万円/10a ※深度 30cm 以上 ⑧ 更新整備 (用水路) 10.5 万円～18.0 万円/10m (排水路) 20.5 万円～33.5 万円/10m (農作業道) 8.5 万円～15.0 万円/10m	50 [55]	14	36 [31]	団体営
					50 [55]	27.5	22.5 [17.5]	実施主体が中間管理機構の場合 〔 〕は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。
畑作等促進整備事業		畑作等促進整備事業		【事業内容】 畑作・園芸作の振興を図るため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備を支援する。				

③ 農道の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採 択 要 件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農道整備事業	広域営農団地農道整備事業	(1) 地方創性推進交付金（道整備交付金）		【事業内容】 広域営農団地の基幹となる農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うもの。 【採択要件】 (1) 一般地域 受益面積 1,000ha 以上、延長 10km 以上、車道幅員 5.0m 以上、総事業費 20 億円以上であること。 (2) 特殊地域（振興山村、過疎地域、半島振興） 受益面積 300ha 以上、延長 5km 以上、車道幅員 4.0m 以上であること。	50	35	15	○新規地区は事業対象とならない 負担区分の欄（※）は、特殊地域に限る。
		(2) 農山交（農道整備事業）			50	50（※）		
	一般農道整備事業	農山交（農地整備事業）		【事業内容】 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うもの。 【採択基準】 (1) 新設・改良（一般地域） 受益面積 50ha 以上、延長 1km 以上、全幅員 4.5m 以上（基幹指定）、総事業費 5 千万円以上であること。 (2) 特殊地域（振興山村、過疎地域、半島振興） 受益面積 30ha 以上、延長 800m 以上、全幅員 4.0m 以上であること。 (3) 樹園地、畑地帯、田畑輪換農道の新設・改良 ①延長及び全幅員が一般及び特殊地域の条件に適合する幹線農道 ②全幅員がおおむね 3 メートル以上である支線農道 ③全幅員がおおむね 2 メートル以上である末端耕作道 ④総延長がおおむね 500 メートル以上である軌道等運搬施設（樹園地） (4) 生産条件が不利な集落を結ぶ農道（集落間） ①農道本体のみの場合（おおむね下記条件を満たすもの） 受益面積 30ha 以上、延長 800m 以上、全幅員 4.0m 以上であること。 ②付帯整備を併せて行う場合 農業集落道整備、農村交通基盤整備	50	未定	未定	一般地域の県負担割合は未定。 （※）は特殊地域に係る負担区分を記載。
					50	50（※）	—	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	基幹農道整備事業	農山交（農地整備事業）		【事業内容】 農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備、並びに生態系保全施設整備を行うもの。 【採択要件】 (1)一般地域 受益面積 50ha 以上、車道幅員 4.0m 以上、総事業費 1 億円以上であること。 (2)特殊地域（振興山村、過疎地域、半島振興） 受益面積 30ha 以上、車道幅員 3m 以上であること。	50	未定	未定	
	農道保全対策事業	農山交付（農地整備事業）		【事業内容】 既設農道の機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を目的とする整備を行うもの。 【採択基準】 受益面積 50ha 以上、総事業費 30 百万円以上、個別施設計画が策定されていること。	50 50	35 0	15 50	(県営) (団体営)
		農村整備事業	農道・集落道整備事業	【事業内容】 基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じる恐れのある橋梁等の強靱化、コスト縮減に資する農道拡幅等の高度化を目的とし行うもの。 【採択要件】 (1)強靱化型（特殊地域（振興山村、過疎地域、半島振興、指定棚田）は（ ）書き） ①下記のいずれかに該当すること ・受益面積が 50(30)ha 以上、車道幅員 4.0(3.0)m 以上 ・避難・救護活動等への影響が大きいもの（地域防災計画で指定された道路等） ・人命・財産等への影響が大きいもの（主要道路、鉄道の跨線橋等） ② 総事業費 3,000 万円以上（特殊地域の場合にあつては 800 万円以上） (2)高度化型 ①農村インフラ整備事業計画に基づく農業生産性の向上が見込めること。 ②総事業費 3,000 万円以上であること。	50	—	50	
			計画策定事業	【事業内容】 (1)施設計画策定事業 事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定を行う。 (2)機能保全計画策定事業 農村インフラ施設の機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。）を行う。 【採択要件】 本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。 (1)施設計画策定事業を行う場合にあつては、当該事業費が 200 万円以上であること。 (2)機能保全計画策定事業を行う場合にあつては、各事業に定める採択要件	定額	—	—	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				を満たす施設を対象としていること。				

(2) 農村生活環境の整備

① 中山間地域の総合整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
中山間地域総合整備事業		(1) 農山交(農村集落基盤再編・整備事業)	(1) 中山間地域総合整備型のうち集落型事業 ・一般型 ・生産基盤型 ・生活環境型	【事業内容】 農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に行う事業で次に掲げる事業を行うもの。 (1)一般型事業：農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備を実施する事業。 (2)生産基盤型事業：農業生産基盤整備のみを実施する事業。 (3)生活環境型事業：農村生活環境整備を中心に実施する事業。 ※(2)を除く	55	30	15	○過疎・山村・半島・特定農山村の指定を受けた市町村で実施するもの ○団体営の県負担割合は未定
		(2) 中山間地域農業農村総合整備事業	(2) 農業生産基盤整備事業・農村振興環境整備事業	【採択要件】 農業生産基盤を実施する地域は、林野率 50%以上、かつ、傾斜 1/100 以上の農用地が地域の 50%以上であること。 (1)一般型 ①農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的に行うものであり、かつ、農業生産基盤整備の事業(ほ場整備、暗渠等)のうち2以上を行うものであること。 ②受益面積 県営事業はおおむね 60ha 以上であること。 団体営事業はおおむね 20ha 以上であること。 (2) 生産基盤型 ①農業生産基盤整備のうち、ほ場整備を実施するものであること。 ②受益面積 県営事業はおおむね 20ha 以上であること。(その他の事業を併せて行う場合にあっては、ほ場整備に係る受益面積の合計が 10ha 以上であること) 団体営事業はおおむね 10ha 以上であること。 (3)生活環境型 農村生活環境整備のみを実施するもの。				
				(2) (1)以下のいずれかの条件を満たす地域であること ・過疎地域、振興山村、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、指定棚田地域 ・上記に準じており、地方農政局長が特に必要と認める市町村であること。 (2)受益面積が 10ha 以上であること。 (3)土地基盤の再編・整序化事業を実施する場合は、事業計画区域の農地面積に対し、受益地となる生産区域の農地面積の割合がおおむね 7 割程度確保できる見				

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				通しであること。 (4) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく、適切に組み合わせられており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。				
農地環境整備事業		農山交 (農村集落基盤再編・整備事業)	農地環境整備型のうち一般型	【事業内容】 耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域(保安全管理区域)と営農を継続し生産性向上を図る区域(生産区域)を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図ることを目的として区画整理や農地の保全等を行うもの。 【採択要件】 (1) 事業実施区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。 (2) 生産区域の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること。	55	30	15	○過疎・山村・半島・特定農山村の指定を受けた市町村で実施するもの ○団体営の県補助率は未定

② 農業集落排水の整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農業集落排水事業	施設の整備又は改築	(1) 地方創生污水处理施設整備推進交付金 ※本交付金により実施する場合は、「地域再生計画」が策定されていること (2) 農山交(農業集落排水事業) (3) 農村整備事業(農業集落排水事業)	施設の整備又は改築	【事業内容】 污水处理施設、汚泥等の農地還元利用を目的とした循環利用施設、末端受益戸数2戸までの管路施設や薄い排水施設の整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 農業振興地域内の集落であること (2) 受益戸数が、おおむね20戸以上であること。 (3) 処理対象人口原則としておおむね1,000人程度以下であること。 (4) 集落からの家庭排水で農業用排水が汚濁されている地域であること。 (5) 集落周辺の生産基盤の整備が進んでいる地域であること。 (6) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないこと。 (7) 改築の場合は、築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。 ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。 ②供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。 ※農山交においては、最適整備構想に基づくもの。農村整備事業においては、最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づくもの。	50	10	40	○「千葉県土地改良事業補助金交付要綱」により団体へ交付。 ○事業名区分の欄の最適整備構想策定にあつては、機能診断調査、最適整備構想の策定それぞれで交付限度額が有る。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
	調査・計画策定		調査及び計画の策定	【事業内容】 農業集落排水施設整備の採択基準を満たす事業の調査・計画策定を実施するもの。 【採択要件】 (1)施設の整備にあつては、計画の概要を定める書類を作成する業務であること。 (2)改築にあつては、農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。	50	10	40	
	機能診断及び最適整備構想策定		最適整備構想・維持管理適正化計画策定	【事業内容】 供用開始後長期が経過した農業集落排水施設を、修繕と更新により施設機能を保全するため、老朽化した農業集落排水施設の劣化状況を調査し、劣化度に応じて修繕や更新の組み合わせにより最適な整備構想を作成するもの。 【採択要件】 (1)既存施設を有効活用するものであり、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 (1) 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。	定額	—	—	

③ 農村の総合整備

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農村振興総合整備事業	集落基盤整備事業	農山交（農村整備のうち集落基盤再編型）	—	【事業内容】 集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備（ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備 等）とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備（自然環境・生態系保全施設、地域資源利活用施設 等）を一体的に実施するもの。 【採択要件】 (1) 農村振興整備事業計画が作成されていること。 (2) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うものであること。	50	25	25	○「千葉県土地改良事業補助金交付要綱」により団体へ交付。

(3) 農地等の保全

① 農地の防災保全

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
農地防災事業	ため池整備事業	(1) 防災減災(用排水施設等整備事業) ※本事業により実施する場合は、「農村地域防災減災総合計画(県作成)」、「農村地域防災減災推進計画」を策定していること。	ため池整備事業	【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 大規模 ① 受益面積がおおむね 100ha 以上のもの。(中山間地域は 70ha 以上) ② 総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの(中山間地域は 3,000 万円以上)等 (2) 小規模 ① 受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。 ② 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの等	55	28	17	〔 〕は、地域振興立法等の指定地域の負担区分を示す。(防災減災のみ)
	湛水防除事業	(2) 農山交(農地防災事業)	用排水施設等整備事業(湛水防除事業)	【事業内容】 (1) 排水施設整備工事 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修を実施するもの。 (2) 排水管理施設整備工事 同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を実施するもの (3) 湛水防除施設改修工事 排水施設整備工事により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更を実施するもの。 【採択要件】 (1) 排水施設整備工事 ① 大規模 受益面積がおおむね 400ha 以上かつ総事業費がおおむね 5 億円以上 ② 小規模 受益面積がおおむね 30ha 以上かつ総事業費がおおむね 5,000 万円以上。 (2) 排水管理施設整備工事 ① 大規模 受益面積がおおむね 1,000 以上であること。 ② 小規模 受益面積がおおむね 100ha 以上であること。	55	40 (45)	5 (-)	()は平成15年度以前採択地区 基幹 その他
					50	40 (45)	10 (5)	
					50	35 (40)	15 (10)	
					55	45	—	
					50	40	10	

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				(3) 湛水防除施設改修工事 (1) 排水施設整備工事と同じ。				(1) 排水施設整備工事と同じ
	地盤沈下対策事業		用排水施設等整備事業 (地盤沈下対策事業)	【事業内容】 地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備を実施するもの。 【採択要件】 (1) 当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30%以上のものであること。 (2) 大規模（受益面積がおおむね400ha以上であること。） (3) 小規模（受益面積がおおむね20ha以上であること。）	55 50	未定 44	未定 6	
	用排水施設整備事業		用排水施設等整備事業 (用排水施設整備事業)	【事業内容】 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する樋門、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備を行うもの。 (2) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水 被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更を行うもの。 (3) 土砂崩壊防止工事 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置を行うもの。 【採択要件】 (1) 事業内容(1)、(2)に関する要件 ①大規模 受益面積がおおむね400ha以上であること。(中山間は、200ha以上) 総事業費がおおむね8,000万円以上であること。(中山間は、3,000万円以上) ②小規模 受益面積がおおむね20ha以上、かつ、事業費がおおむね800万円以上であること。(中山間地域は、10ha以上) (2) 土砂崩壊防止工事に関する要件 防災受益面積がおおむね5ha以上であること。 総事業費がおおむね800万円以上であること。	55 50	未定 35	未定 15	
	防災施設ストックマネジメント事業		用排水施設等整備事業 (用排水施設整備事業)	【事業内容】 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路において、施設長寿命化計画に基づく対策工事の実施。 【採択要件】 (1) 施設長寿命化計画の策定 (2) 実施要件				

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				①大規模 受益面積がおおむね 400ha 以上であること。(中山間は、200ha 以上) 総事業費がおおむね 8,000 万円以上であること。(中山間は、3,000 万円以上) ②小規模 受益面積がおおむね 20ha 以上、かつ、事業費がおおむね 800 万円以上であること。(中山間地域は、10ha 以上)	55	28	17	
	特定農業用管水路等特別対策事業		特定農業用管水路等特別対策事業	【事業内容】 石綿が使用されている農業用管水路・土地改良施設の撤去・除去及びこれと一体的に行なう農業用排水路・当該土地改良施設の変更を行なうもの。 【採択要件】 (1)県営事業 受益面積がおおむね 20ha 以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50%以上であること。 (2)団体営事業 受益面積がおおむね 10ha 以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が 50%以上であること。	50	33	17	
	農業用河川工作物応急対策事業		農業用河川工作物等応急対策事業(農業用河川工作物応急対策事業)	【事業内容】 農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備を実施するもの。 【採択要件】 (1)大規模 総事業費がおおむね 1 億円以上であること。 (2)小規模 総事業費がおおむね 800 万円以上であること。 ※対象施設(河川管理者からの改善要求等が出された施設であること。) (1)工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 (2)工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。	55	37	8	
					50	42	8	(5 千万円以上)
					50	32	18	(5 千万円未満)
	土地改良施設耐震対策事業		地域防災機能増進事業(土地改良施設耐震対策事業)	【事業内容】 土地改良施設の耐震改修を実施するもの。 【採択要件】 (1)大規模 耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね 400ha 以上であること。	55	未定	未定	※国の助成を除いた残額は、地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				(2)小規模 耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 ①総事業費がおおむね 800 万円以上であること。 ②防災受益面積がおおむね 30ha 以上であること。	50	未定	未定	
	地すべり 対策事業		地すべり対 策事業	【事業内容】 地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事 【採択要件】 総事業費が 7,000 万円以上であること。	50	50	—	
	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 緊 急 整備事業	防災減災(防災 重点農業用ため 池 緊 急 整 備 事 業)	ため池総合 整備工事	【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、付帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事を実施するもの。 【採択要件】 (1)大規模 ①受益面積がおおむね 100ha 以上のもの。(中山間地域は 70ha 以上) ②総事業費がおおむね 8,000 万円以上のもの。(中山間地域は 4,000 万円以上)等 (2)小規模 ①受益面積がおおむね 2ha 以上のもの。 ②総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの等。	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	防災減災のみ ()書は千葉県 防災重点農業 用ため池に係 る防災工事等 推進計画に計 画されている もの
			実施計画策 定等	【事業内容】 (1)ため池総合整備工事の必要性についての判断に資するために行う劣化状況、豪雨及び地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価を行うもの。 ①劣化状況評価 ②豪雨耐性評価 ③地震耐性評価 (2)事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定を行うもの。 ①実施計画策定	100	—	—	防災減災のみ
	地 域 た め 池 総 合 整 備事業	農山交(農地防 災事業)		【事業内容】 地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するもの。 【採択要件】 (1)総事業費がおおむね 3,000 万円以上であること。 (2)農業用ため池の改修を 1 箇所以上実施すること。 (3)その他メニュー(ため池機能保全、ため池下流水路整備、ハザードマップ作成	50	未定	未定	農山交のみ

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				等)毎に要件が定められている。				
震災対策農業水利施設整備事業		防災減災(調査計画事業)	耐震性点検・耐震化対策整備計画策定	【事業内容】 大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。 【採択要件】 (1)ため池：防災受益面積がおおむね7ha以上であること。 (2)その他施設(農道等)：防災受益面積がおおむね30ha以上であること。 ※対象施設 土地改良施設のうち、以下のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物 (1)施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 (2)地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 (3)地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 (4)地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満であつて、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む。)に影響を与える施設	50	—	50	○「千葉県震災対策農業水利施設整備事業補助金交付要綱」により団体へ交付。
	ため池管理強化事業	水利施設管理強化事業(特別型)	流域治水対策	【事業内容】 農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取り組みに対して補助する。 【採択基準】 流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設	50	25	25	
災害復旧事業		災害復旧事業		降雨や地震など異常な天然現象により被災した農地及び農業用施設を原形に復旧するもの。原則として団体営事業 異常現象：最大24時間雨量80ミリ又は時間20ミリ 事業費：1か所40万円以上(150m以内) (1)災害復旧事業				国費は補助率増高及び激甚指定による嵩上げ有
				①農地	県営	50	—	
				耕作に供されている農地	団体営	50	—	
				②農業用施設	県営	65	35	
				(2)災害関連事業	団体営	65	—	35

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				災害復旧の原形復旧に関連して再度災害の防止を目的とする改善工事を行うもの ため池の堤体嵩上げ、洪水吐の拡張など	50	国の補助残の1/2以上	国の補助残の1/2以下	

(4) 農村資源の保全

① 施設の維持管理

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
国営造成施設県管理事業		基幹水利施設管理事業（特別型）		【事業内容】 国営造成施設で、土地改良法第94条の6の規定に基づき千葉県に管理委託された施設のうち、公共・公益性が高く、一定規模の要件を満たす施設の管理(施設修繕等)を実施するもの。 【採択要件】 (1) 受益面積がおおむね3,000ha以上であること。 (2) 非農地率が20%以上であること。	1/3 (40)	1/3 (30)	1/3 (30)	()は、H7年度以前採択
土地改良施設維持管理適正化事業		土地改良施設維持管理適正化事業		【事業内容】 土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能保全と耐用年数の延長に資する整備補修、設備改善を実施するもの。 【採択要件】 (1) 千葉県土地改良事業団体連合会による診断・指導を受け、5か年単位に定期的に整備補修を必要とする施設であること。 (2) 団体営規模以上の事業により造成された施設で、1施設当たりの事業費が2,000千円以上であること。防災減災機能等強化においては、1施設当たりの事業費が1,000千円以上のもの	30 【40】 (50)	30 【30】 (20)	40 【30】 (30)	R2年度から県負担上限額は6,000千円 【】 は水土里ビジョンに位置付ける施設の場合 ()は防災減災機能等強化の場合
基幹水利施設管理事業		基幹水利施設管理事業（一般型）		【事業内容】 国営造成施設で、土地改良法第94条の6の規定に基づき千葉県に管理委託された施設のうち、基幹水利施設強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が適正な管理が特に必要と認められる基幹水利施設を管理するもの。 【採択要件】 (1) 国により管理委託されたもの (2) 受益面積がおおむね1,000ha以上であること。 (3) 非農地率がおおむね10%以上であること。 (4) その他、施設の区分により、規模等一定の要件に該当するもの。 (5) 流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置づけられているもの。	30 (1/3)	35 (1/3)	35 (1/3)	()は一般型採択要件(5)に該当する場合

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
		水利施設整備事業 基幹水利施設 保全型		【事業内容】 施設管理者が機能保全計画等に基づく老朽施設の改修等を実施する。 【採択要件】 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業で次の要件を満たすもの (1)機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 (2)受益面積がおおむね 100ha 以上であること。 (3)その他、施設の区分により、規模等一定の要件に該当するもの	50	29	21	
国営造成施設管理体制整備促進事業		水利施設管理強化事業（一般型、連携管理全型）		【事業内容】 農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とするもの (1)一般型 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等に対する支援を行う。 (2) 連携管理保全型 連携管理保全計画及び水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良区等に対する支援を行う。 【採択要件】 (1)管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯県営造成施設	50	—	50	() は維持管理の経費
					50 (25)	—	50 (75)	
土地改良施設管理事業（土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業）		土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業（補助）		【事業内容】 土地改良施設の管理者が保管する P C B 廃棄物の収集運搬、土地改良施設の P C B 含有塗膜の濃度分析調査及び P C B 含有塗膜の処理等に要する経費を助成し、適正な処理を推進するもの。 【採択要件】 1 P C B 廃棄物の収集運搬 施設管理者が管理する土地改良施設に、P C B 廃棄物が存在すること。 2 土地改良施設の塗膜に含まれる P C B の濃度分析調査等 施設管理者が管理する土地改良施設で、昭和 41 年から昭和 49 年までの期間に P C B を含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。	50	—	50	
土地改良施設突発事故復旧・防止事業		土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）	土地改良施設突発事故復旧事業	【事業内容】 土地改良施設において突発事故が発生し、機能が低下又は喪失した場合に機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図るもの。 【採択要件】 事業の実施にあたっては、下記要件をすべて満たすものとする。 (1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）が 20 ヘクタール以上のものであること。 (2) 復旧に要する事業費が 1 箇所当たり 200 万円以上となるものであること。 (3) 適切に保全管理されている土地改良施設として※農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。 ※維持管理計画に基づいた管理、機能保全計画等で定めた対策・監視等が行われ	50 50	32 ※21	18 ※29	県営 ※国のガイドラインによる。 団体営 ※支配面積における農振農用地の割合が 50%未満の場合には県補助無。

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				ていること。				地元負担については要協議。
農業水利施設物価高騰対策支援事業		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		【事業内容】 原油価格高騰により電気料金が値上がりし、農業経営を圧迫していることから、土地改良区等に対し、農業水利施設に要する電力料金の増高分の一部を補助することにより、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。 【採択要件】 (1) 対象施設 ・県営土地改良事業または県の補助を受けて造成した農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している揚水機場、排水機場及び揚排兼用機場。 ・基幹水利施設管理事業及び県単土地改良施設管理事業の対象施設のうち、揚水機場、排水機場及び用排兼用機場。	100	0	0	
農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業		水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）		【事業内容】 省エネルギー化推進計画に基づき、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、農業水利施設に要するエネルギー価格の増高分の一部を補助することにより、営農の継続と産地の維持、農産物の安定供給を図る。 【採択要件】 (1) 事業実施要件 ・事業実施主体が「省エネルギー化推進計画」を策定し、同計画に施設が位置付けられていること ・当該施設において、エネルギー消費量の2割削減を目指し、省エネルギー・コスト削減の取組を原則2つ以上実施すること (2) 対象施設 ① 水利施設管理強化事業の対象施設 ② ①以外の農業水利施設のうち維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設	100	0	0	
農業用排水施設における外来水生植物防除事業	特別型	水利施設管理強化事業（特別型）	特定外来生物対策	【事業内容】 農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図ることを目的とするもの 特別型 特定外来生物対策：国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。	50	25	25	○「千葉県農業用排水施設における外来水生植物防除事業補助金交付要綱」により団体へ交付。 ※特別型：国庫補助 通常型：県単補助

② 農村地域の共同活動

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備 考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
多面的機能支払 交付金		多面的機能支払 交付金		農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。 (1)農地維持支払 ①対象農用地：交付金の対象農用地は農振農用地 ②対象活動 ・農地・水路等の基礎的な保全活動（水路、農道の草刈り、水路の泥上げ） ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等 ③交付単価 水田：3,000 円／10 a 畑：2,000 円／10 a 草地：250 円／10 a ・小規模集落支援のための加算単価 水田：1,000 円／10 a 畑：600 円／10 a 草地：80 円／10 a (2)資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動） ①対象地域：(1)の農地維持支払の実施地域 ②対象活動 ・農村環境保全活動（植栽による景観形成 等） ・施設（水路、農道等）の軽微な補修 ・多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化 等） ③交付単価 5 年目まで 水田：2,400 円／10 a 畑：1,440 円／10 a 草地：240 円／10 a 6 年目以降（※） 水田：1,800 円／10 a 畑：1,080 円／10 a 草地：180 円／10 a ※活動期間が 5 年を経過した組織、資源（長寿命化）を実施する組織 ・多面的機能の更なる増進に向けた活動への加算単価 水田：400 円／10 a 畑：240 円／10 a 草地：40 円／10 a ・農村協働力の深化に向けた活動への加算単価 水田：400 円／10 a 畑：240 円／10 a 草地：40 円／10 a ・水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への加算単価 水田：400 円／10 a ・環境負荷低減の取組への支援への加算単価 長期中干し：800 円/10a 冬季湛水：4,000 円/10a 夏季湛水：8,000 円/10a 中干し延期：3,000 円/10a 江の設置等：4,000 円/10a（作溝未実施） 江の設置等：3,000 円/10a（作溝実施） (3)資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） ①対象地域：(1)の農地維持支払の実施地域	50	25	25	※地元負担は市町村

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				②対象活動 集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の 長寿命化のための補修又は更新等 ③交付単価 水田：4,400円/10a 畑：2,000円/10a 草地：400円/10a 本単価は交付上限で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施し ない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。 (4) 資源向上支払（組織の体制強化への支援） ①概要 広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて実施した広域組織に対し加 算。 ③加算単価 40万円/組織 対象活動組織の構成 (1)(3)(4)の支払：農業者及び地域住民や団体などの多様な主体が参画 した組織又は農業者のみで構成される組織。 (2)の支払：農業者及び地域住民や団体などの多様な主体が参画した組織				
		防災・減災地域 共同活動支払交 付金		防災・減災地域共同活動支払交付金は、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジ ェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動で行う補修・更新等の 防災・減災対策を支援するもの。 本交付金の取組が地域において効率的かつ効果的に実施されるよう、地域の共同 活動に係る支援を行う既存の多面的機能支払交付金の枠組みを活用して実施する。 ①対象地域：田んぼダムの取り組みを行う流域治水プロジェクトの流域内の地域 ②対象活動 対象地域における多面的機能支払交付金資源向上支払（長寿命化）のうち、排 水 路の補修・更新等 ③交付単価 水田：4,400円/10a 畑：2,000円/10a 草地：400円/10a 本単価は交付上限で、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施し ない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。 原則として1工事当たり200万円未満とする。				
中山間地域等 直接支払交付金		中山間地域等直 接支払交付金		中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。 (1)対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、 半島振興法、 棚田地域振興法の指定地域 知事が指定する地域（特認地域） (2)対象農用地の基準 ①急傾斜地 田（傾斜：1/20以上） 畑・草地・採草放牧地（傾斜：15度以上） ②緩傾斜地	50 1/3	25 1/3	25 1/3	通常地域 特認地域

県事業名		国事業名		事業内容、採択要件	負担区分			備考
事業名	区分	事業名	区分		国	県	地元	
				田（傾斜：1/100 以上 1/20 未満） 畑・草地・採草放牧地（傾斜：8 度以上 15 度未満） ③小区画・不正形な田 ④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地 ⑤①～④の基準に準じて、知事が定める基準に該当する農用地 (3) 交付単価 田 急傾斜：21,000 円／10a 緩傾斜：8,000 円／10a 畑 急傾斜：11,500 円／10a 緩傾斜：3,500 円／10a 草地 急傾斜：10,500 円／10a 緩傾斜：3,000 円／10a 採草放牧地 急傾斜：1,000 円／10a 緩傾斜：300 円／10a ※小区画・不正形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。 活動内容に応じた交付額の割合 ①農業生産活動等を継続するための活動（基礎単価） 農業生産活動、多面的機能を増進する活動 ②ネットワーク化活動計画の作成 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画を話し合いにより作成する。 ①の活動のみを実施する場合：交付単価の 8 割 ①と②活動を実施する場合：交付単価の 10 割 (4) 加算措置 活動内容①、②を行った上で、一定の取組を行う場合に所定額が加算される。 ①棚田地域振興活動加算 認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算 田・畑 10,000 円／10a（田 1/20 以上、畑 15 度以上） 田・畑 14,000 円／10a（田 1/10 以上、畑 20 度以上） ②超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜（田 1/10 以上、畑 20° 以上）の農用地の保全や有効活用の取組で活動 活動内容の①のみでも活用可能 田・畑 6,000 円／10a ③ ネットワーク化加算 複数の集落協定間でのネットワーク化、統合を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算 地目にかかわらず 10,000 円/10a（～5ha 部分）、4,000 円/10a（5～10ha 部分）、1,000 円/10a（10～40ha 部分） ④ スマート農業加算 スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算 地目にかかわらず 5,000 円／10a ⑤ 集落機能強化加算（経過措置※5 期対策で取り組んだ集落協定のみ対象） 新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する場合に加算 地目にかかわらず 3,000 円／10a				